

文化財政策におけるエコミュージアム的な取り組みとその課題：ウェルビーイング社会の文化享受の視点から

馬場, 憲一 / Baba, Kenichi

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

THE BULLETIN OF THE FACULTY OF SOCIAL POLICY AND ADMINISTRATION :
Reviewing Research and Practice for Human and Social Well-being :
GENDAI FUKUSHI KENKYU / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

22

(開始ページ / Start Page)

91

(終了ページ / End Page)

108

(発行年 / Year)

2022-03-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025442>

<論 文>

文化財政策におけるエコミュージアム的な取り組みとその課題 ーウェルビーイング社会の文化享受の視点からー

馬 場 憲 一¹⁾

【抄録】 2019年4月1日に改定文化財保護法が施行されたが、この法改定は1990年代初頭から取り組まれてきた文化財政策の一定の到達点を示すものであった。特にその法改定で導入された「文化財保存活用地域計画」は2000年代初めから日本の文化財政策の中に取り上げられた「エコミュージアム」という発想をベースに取り組まれてきている。そのため本稿ではエコミュージアムについて再定義を試み、文化を享受しその活動に関わることが人びとのウェルビーイングの実現につながるという観点から近年の文化政策での人権に関わる考え方や状況を検証した。さらに2007年以降から策定されてきた歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画の内容を検討して、「エコミュージアム」的な取り組みの考え方が文化財政策の中に取り入れられてきている現状を明らかにした。そして最後に現在取り組まれている文化財政策の課題として、エコミュージアムが社会教育（生涯学習）機関であることを認識しウェルビーイング社会の実現という視点からの文化財政策に転換していくことが求められることを指摘した。

【キーワード】 文化財政策 エコミュージアム ウェルビーイング 基本的人権
文化経済戦略

はじめに

2019年4月1日、改定文化財保護法が施行された。この改定された文化財保護法は1990年代初頭から取り組まれてきた文化財政策の一定の到達点を示すもので、特に文化財の保存と活用を計画的に行う制度の導入や文化財の保存活用に関わる民間団体を法的に位置づけるなど今回の改正については前向きに評価できる点もある¹⁾。特にその法改定で導入された「文化財保存活用地域計画」は

¹⁾ 拙稿「文化財保護法改正について—その概要と改正への意見・論評を中心に—」（『文化経済学』第16巻第1号 2019年3月）。なお民間団体が法的に位置づけられた意義やその民間団体の現状や課題については拙稿「文化財保護領域における行政と市民との協働の実態と課題—『市民的公共圏』実現の視点から—」（『現代福祉研究』第20号 2020年3月 法政大学現代福祉学部）に詳述したので参照されたい。

¹⁾ 法政大学名誉教授 kenbaba@hosei.ac.jp

2000年代初めから日本の文化財政策の提言などで取り上げられるようになった「エコミュージアム」という発想をベースに取り組みられてきている。

そのため本稿では、まず日本における文化財政策の中に取り入れられてきている「エコミュージアム」的な取り組みを論ずるにあたり、そのエコミュージアムという新しい博物館の考え方を紹介し、改めてその再定義を試み、同時に文化を享受しその活動に関わることが人権の保障によってもたらされ人びとのウェルビーイング²の実現につながるという観点から近年の文化政策で取り上げられている人権に関わる考え方や状況を検証することにした。そして2007年以降から策定されてきた歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画の内容を検討して、「エコミュージアム」的な取り組みの考え方が文化財政策の中に取り入れられてきている現状を明らかにし、最後に現在の文化財政策を展開していく上での課題を提示することにした。

1. エコミュージアムと「文化」をめぐる社会状況

(1) エコミュージアムについて

① エコミュージアムの定義と運営の仕組み

エコミュージアムとは、1960年代にフランスで誕生した「エコミュージアム」(仏語ではエコミュゼ)の日本語訳として使用されている用語で、エコロジー(生態学)とミュージアム(博物館)という言葉を組み合わせた造語である。

フランスのエコミュージアム連盟(Frédération des Ecomusées et Musées de Société)が作成した「エコミュージアムの組織原則」(Principes d'Organisation des Ecomusées)によるとエコミュージアム(エコミュゼ)は「ある一定の地域において、住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた環境と生活様式を表す自然・文化財産を総体にして、恒久的な方法で、研究・保存・展示・活用する機能を保証する文化機関である」³と定義されている。

そしてその運営について日本では「住民参加を原則とし、学術委員会・利用者委員会・経営委員会を設置し、地域内に「コア」と呼ぶ中核施設(調査研究・展示・学習活動などの拠点)と、自然・歴史・文化・産業などの遺産を現地で展示する場所・施設(サテライト)、地域の遺産について新た

² ウェルビーイング(well-being)は、『ジーニアス英和大辞典』(大修館書店 2001年4月)によると17世紀に初めて使われ、well-(満足な、健康な)+being(存在<であること>)とし、名詞で幸福、福利、健康という意味に翻訳されている。また用例としてsocial well-being(社会福祉)、(one's) physical well-being(肉体的健康)、a sense of well-being(精神的健康感)などを挙げている。このため本稿では「ウェルビーイング」とは人間が肉体的・精神的に充実・充足した状態にあることを言い、「ウェルビーイング社会」とは社会を構成する一人ひとりがそのような状態で幸福感を持続している社会と定義しておく。

³ なお「エコミュージアムの組織原則」の翻訳については拙著『地域文化政策の新視点—文化遺産保護から伝統文化の継承へ—』(雄山閣出版 1998年9月)150頁~153頁に掲載しているので参照されたい。

な発見を見いだす小径（ディスカバリートレイル）などを配置し、来訪者が地域社会を積極的に理解するシステムで行われている」と紹介されてきている⁴。

このため、エコミュージアムは地域全体を一つの博物館と見なすことによって成り立つ新しい博物館の概念であり、筆者はその概念を踏まえて「ある一定の文化圏を構成する地域（テリトリー）の人々の生活と、その自然、文化および社会環境の発展過程を史的に探求し、それらの遺産を現地（サテライト）において保存、育成、展示するとともに、その地域の博物館機能を有する施設（コア）に学芸員などの専門職員を配し、資料の収集・保存・調査・研究・展示・教育普及などの事業を地域住民の参加とその協力を得ながら展開することによって、当該地域社会の発展に寄与することを目的とするテリトリーミュージアム」と再定義することにした⁵。その定義や機能、運営システムなどから考えて、地域住民に地域の歴史や文化遺産に対する誇りと、それらを次代に伝えていこうという意識を育み、同時に地域における自然・歴史・文化・産業などに関わる遺産の保存と活用に大きな役割を担っている社会教育（生涯学習）機関と位置づけることができる。

② 「エコミュージアム」的な取り組みについて

日本にはエコミュージアムの考え方が1980年代後半になって本格的に紹介された。しかし日本におけるエコミュージアムの取り組みを行政との関わりでみていくと、その多くは地域振興策などに重きをおいた行政主導型の地域おこし事業として取り組まれてきており、近年においてはそのエコミュージアムの仕組みを通してのまちづくりや観光振興が強調されるようになってきている⁶。

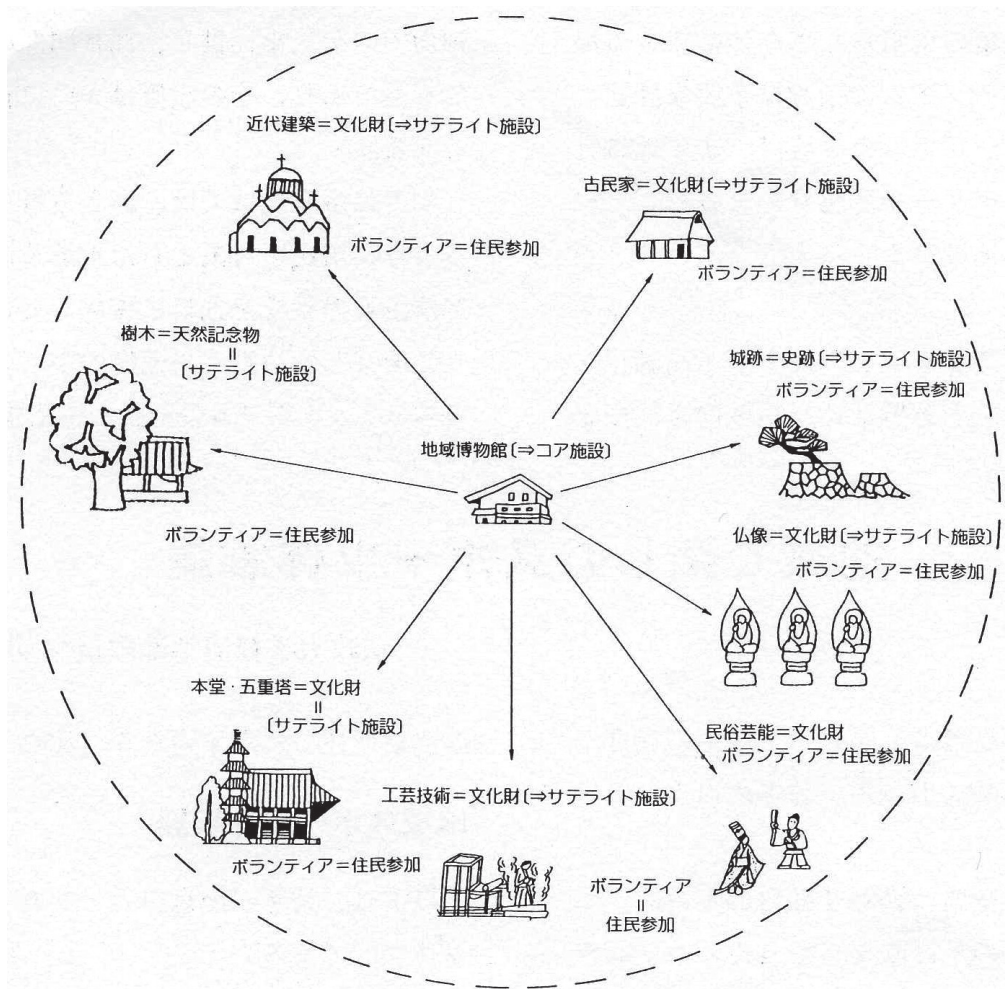
そのような状況の中であって、エコミュージアムは地域の自然・歴史・文化・産業などの遺産を博物館機能を通して住民が地域を知り学ぶ場であることを忘れてはならない。

⁴ 『ECOMUSEUM - エコミュージアムの理念と海外事例報告 -』（丹青研究所 1993年3月）、新井重三編『（実践）エコミュージアム入門 - 21世紀のまちおこし -』（牧野出版 1995年3月）。

⁵ この再定義はフランスのエコミュージアムを調査し日本で刊行されている諸文献や筆者のフランス・ベルギーなどでの現地調査の知見などをもとに行ったものである。なお筆者は日本国内でエコミュージアムを設置し展開する場合、博物館資料となる自然・歴史・文化・産業などに関わる遺産に対する既存の保存・活用制度や仕組み、さらに国民性などを考慮すると自治体にはすでに「郷土博物館」「郷土資料館」「歴史民俗資料館」などと称して活動している公立の“地域志向型博物館”があり、その博物館施設（コア）を拠点に文化財保護行政などと連携・融合し「点」から「面」にその活動を拡げていくことが設置に向けての第一歩になると考えている。そのため再定義にあたっては敢えてそれを「テリトリーミュージアム」という名称を用いることにした【図1参照】。

⁶ エコミュージアムは、地域の自然・歴史・文化・産業などを対象に資料を収集、保存、調査研究、保存、展示し、その成果を通して住民が地域を学ぶ場である。そのためエコミュージアムを短絡的に「まちづくり」や観光振興に結びつけていくのではなく「社会教育（生涯学習）機関」として、まず「人づくり」の場と捉えることが肝要である。エコミュージアムでの学習を通しての「人づくり」は、結果的には、広い意味での「まちづくり」につながっていくものであり、エコミュージアムとまちづくりとの関わりについては、「ひとづくり」から「まちづくり」という長期的な展望に立って取り組むべき課題と考える。この点については後述の「おわりに」で図解して説明する。

図1 日本で設置するテリトリーミュージアム概念図



〔注〕 破線の内側を「テリトリーミュージアム」の活動対象とする。

ところで近年の文化財政策をみていくと、後述するように文化財政策の現場においては2019年4月の文化財保護法の改定から自治体を単位とした「文化財保存活用地域計画」作成の制度が導入され「エコミュージアム」的手法が採用されてきている⁷。

このような現状の中で文化財政策との関りで自治体運営のエコミュージアムについて論じていく場合、本稿のテーマとしている「エコミュージアム的」という言葉について定義しておく必要がある。

⁷ 2021年12月17日現在で58自治体で文化財保存活用地域計画が作成されている (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/92040101.html 2021年12月27日閲覧)。それらのうち文化庁地域文化創生本部文化財調査官村上佳氏からは松本市、常陸大宮市、千葉県富里市などが「エコミュージアム」的な発想を意識した内容になっているとの情報を得ている。

ると考える。まずここでは前述のエコミュージアムの再定義に沿って自治体運営のエコミュージアムとしての要件について、次のように整理しておくことにする。

- ① 従来型の博物館同様、専門職員である学芸員をコアとなる施設などに配置していること。
- ② 資料の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及の機能を有していること。
- ③ 地域（テリトリー）を設定し、資料については域内にあるすべての資料を対象としていること。
- ④ 専門家や地域住民が参加してエコミュージアムを構想し社会教育（生涯学習）機関として運営されていること。

このため、「エコミュージアム的」という言葉を用いた場合、上記の4つの要件に準拠した要件を有するか、またはそのような要件を意識し取り組みを試行している場合と定義しておくことにする。

ところで本稿で後述する「文化財保存活用地域計画」を自治体が作成することについて、筆者は文化財政策を遂行する上で必要なことと一定の評価をしているが、その計画の中で文化庁がイメージしている「エコミュージアム的」な発想での計画については本稿の「おわりに」で記述したように基本的な考え方がエコミュージアムとは似て非なるものと考えている。しかし本稿では「文化財保存活用地域計画」に至る過程での発想や考え方、さらに「文化財保存活用地域計画」策定指針などにエコミュージアム概念に近い発想がみられるので、それらについては「エコミュージアム的」な取り組みとして捉え論及した。

（2）ウェルビーイングな文化政策

① ウェルビーイングの実現と文化保障の規定

ウェルビーイングの実現とは、人が人として「人間らしく」生きることであり、それは個人の人權が尊重されることによって実現されるものとする。人權が尊重され人間らしく生きることによって、人びとは「生活の質」（Q.O.L）を高め生活の中に心の豊かさや精神的な充足感を達成していくことができる。

そして人間らしく生きるために、人びとは自由な発想によって創造的な営為を行うが、それによって「文化」が形成され創られてくる。まさに「文化」とは人間の自由で根源的な欲求の中から生まれてくる創造的な営為そのものである。つまり、人間の営為が「文化」を創造していくことになり、現在という視点でみていくと、市民や多様なファクターが主体となって創造する現代文化（創作芸術—美術・演劇・音楽など）という「文化」や、このほか「文化」と称するものの中には先人によって受け継がれてきた伝統文化（有形・無形の文化遺産）など様々な形で存在しており、それらの文化やその活動についてはウェルビーイングや人權との関わりで捉えていく必要があると考える。

ところで人々が能動的あるいは受動的に関わり展開する「文化」であるが、1948年12月に国連

で採択された「世界人権宣言」の第27条の規定によると「1 すべての人には自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。2 すべての人には、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する」とあり、世界のスタンダードとして「文化」については、すべての人が自由に文化に関わり文化を享受する権利があることが宣言されている⁸。

遡って1947年5月3日に施行された日本国憲法の基本的人権保障の諸規定の中から文化やそれに関わる活動についての条文をみていくと、第23条の「学問の自由」や第26条の「教育を受ける権利、義務教育」には文化的所産を発見し、学び、習う権利、第25条の「国民の生存権」には文化を享受する権利、第19条の「思想及び良心の自由」ならびに第20条の「信教の自由」や第21条の「表現の自由、通信の秘密」は個人の思想・信条、信仰にもとづき自由に考え表現する活動の保障、さらに第13条の「幸福追求の権利」は自己にとって価値あると認識した活動を追求する権利などが多岐にわたって規定されており、文化を享受しその活動に関わることが日本国憲法の中にも基本的人権として保障されていることがわかる⁹。

② 文化領域の政策動向と人権

戦後の日本において文化が政策の対象として取り上げられるようになったのは、1989年（平成元）8月に文化庁が当時の社会状況を①経済生活の充実、②自由時間の増大、③情報化や国際化の進展などと認識し幅広く専門家・有識者の意見を求め、文化政策推進会議を発足させ研究協議を行うことになった時からである。その文化政策推進会議は第1回会議を1989年8月に開催し、以後、1998年3月まで19回会議を開催して、1995年7月26日には「新しい文化立国をめざして—文化振興のための当面の重点施策について—」と題した報告を作成している。ついで1998年3月25日には文化政策推進会議から文化立国の実現は国をあげて取り組むべき課題とし、国民に文化振興の重要性を理解させ、世論を喚起していくという内容の「文化振興マスタープラン—文化立国の実現に向けて—」を提言しているが、この提言を踏まえ文化庁は1998年3月31日に「文化振興マスタープラン—文化立国の実現に向けて—」を策定し、新たに文化立国という視点から文化政策に取り組むことになる。

そのような流れを受けて2001年12月7日に全文35条からなる文化芸術振興基本法が公布・施

⁸ また国連が1966年12月に採択し1976年1月に発効された人権の国際的な補償に関する多国間条約である「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」にも文化に関し同様な規定（第15条）がなされており、人びとの文化に関わる権利が保障されていることを確認することができる。なお日本は同条約を1979年9月に批准している。

⁹ 根木昭・枝川明敬・垣内恵美子・大和滋著『文化政策概論』（晃洋書房 1996年4月）52頁参照。

行された。その法律は法律名称に使われている「文化芸術」という用語が分かりづらいなど多くの問題を含んだものであった¹⁰。

その法律は制定から16年後の2017年6月23日に文化芸術基本法と名称と内容を一部変更して改定された¹¹。

その文化芸術基本法は、前文で「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである」と記し、さらに「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」「文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である」（引用文中の・印は筆者。以下、特にことわらないかぎり引用文中の・印は筆者が記した）などと記述し、文化芸術による文化の享受をはじめ、多様性の尊重、平和への寄与、表現の自由など日本国憲法の三原則（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）を意識したものになっている。

その条文の内容を基本的人権との関係でみていくと、法律の基本理念として第2条で「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない」（第1項）としたうえで、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない」（第2項）、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術

¹⁰ 文化芸術振興基本法が参議院で可決される2日前の2001年11月28日付『東京新聞』（夕刊）文化欄への小林真理氏の寄稿文によると、その法律の問題点として、①法案提出までの手続きが急で国民的議論がなかった、②国民の「文化」に関する権利（文化権）の規定が曖昧である、③内容的には「芸術文化」の振興が中心であり、「文化」の「基本法」にはなっていない、④芸術活動の支援を国のみ限定している、⑤国民の文化権を保障していくシステムが担保されていないなどを挙げている。また小林真理「*連載 文化芸術振興基本法と日本の文化政策② 欠ける『国民主体』『市民協働』の視点—法成立までの経過とその問題点—」（『地方行政』9458号 2002年6月 時事通信社）や、藤野一夫「日本の芸術文化政策と法整備の課題—文化権の生成をめぐる日独比較をふまえて—」（『国際文化学研究』神戸大学国際文化学部紀要18 2002年9月）では文化芸術振興基本法の成立の経緯や問題点について詳述している。

¹¹ この法律には「文化芸術」という言葉についての定義はない。そのため本稿ではこの法律の「第三章 文化芸術に関する基本的施策」の第8条から第13条に記された支援対象に取り上げられている「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（＝メディア芸術）、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（＝伝統芸能）、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能、有形及び無形の文化財並びにその保存技術」などを「文化芸術」の概念とした。そのため、以下、同基本法の説明にあたってこの概念を念頭に入れて行った。なお伊藤裕夫「文化芸術基本法—その政策的背景を読む—」（『文化経済学』第16巻第1号 2019年3月）によると文化芸術基本法の改定には経済成長戦略である『アベノミクス』が色濃く影を落としていることは間違いない」とし、改定の政策的背景に文化芸術の経済的価値が強く意識されているとの見解を示されている。筆者もこの法律の改定の意図については伊藤氏の見解に賛同している。

を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」(第3項)とし、さらに「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」(第10項)などと記している。

これらの条文からこの文化芸術基本法が前文に続き文化芸術活動に携わる者の自主性や創造性の尊重、人びとの文化芸術創造や享受に関わる享有権、施策の推進にあたっては国民すべてが年齢、障害の有無、経済状況や居住地に関わらず文化芸術を鑑賞し参加し創造できる環境を整備すること、さらに施策の遂行にあたっては福祉、教育など人権に関わる分野との連携なども視野に入れており、「文化」との関わり中で基本的人権の尊重が明文化されていることがわかる。

このように近年制定・改定された文化領域における法律(文化芸術基本法)にはウェルビーイングの実現に関わる人権政策を基調に制定されており文化財を含む文化政策の立案・遂行にあってもその点への十分な配慮が強く求められている状況にあり、まさに文化財政策は人権政策と位置付けることができる。

2. 1990年代から2000年代の文化財政策の動向

(1) 1990年代の取り組み

1992年4月22日、文部大臣(又は文化庁長官)の諮問機関である文化財保護審議会の下に文化財保護企画特別委員会が設置され、その企画特別委員会で「文化財の保存と活用」の論議が本格的に文化財サイドから行われるようになった¹²。

同企画特別委員会では、2年後の1994年7月15日に「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」とタイトルを付した6章からなる報告書を文化財保護審議会に提出した。その報告書の中の「文化財の活用と推進」の章では「近年では、広く国民の間において、文化財に触れるなど文化財のある豊かな暮らしが求められるようになってきている。また、まちづくり・むらおこしに文化財を活用しようとする動きも高まっている。このため、このような幅広い文化財の活用の要請にこたえるため、保存との調和のとれた文化財の活用の方法について検討していく必要がある

¹² 日本における1990年代の文化財政策の取り組みについては、拙稿「日本における文化遺産の活用と地域づくり－1990年代の文化政策との関りの中で－」(『現代福祉研究』創刊号 2001年3月 法政大学現代福祉学部)で詳述しているので参照されたい。

る。」と述べ、文化財の保存と調和を図った上でとの限定つきながら、文化財を「まちづくり・むらおこし」、すなわち地域づくりに活用していこうという考え方が明文化されるに至った。さらに、同章の「3. 地域活性化施策・文化財関連産業振興施策との調整」の節には「文化財を核としたまちづくり・むらおこし」という項目がたてられ、「文化財を核としたまちづくり・むらおこしに当たっては、今後、文化財行政部局が主体性を持って、企画、観光、商工、農林水産、建設等の関連行政部局と適切な連携を図り、施策の展開に努める必要がある」との提言もなされている。

その後、前述したように1998年3月31日、文化庁は文化政策会議の提言をうけて、21世紀を視野に入れた新たな文化行政を総合的に推進するため「文化振興マスタープラン」を策定しているが、同マスタープランでは、指定・登録文化財については文化財を活かしたまちづくり事業などによって公開・活用を推進していくことが明記され、“文化財の活用とまちづくり”という考え方が確実に浸透し、国の政策の中に定着してきていたことがわかる。

(2) 2000年代の取り組み

2001年11月16日に文化審議会文化財分科会企画調査会から「文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来へ生かすために－」と題した報告書が出され、「総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用」として「周辺環境の保護」「文化的景観の保護」「近代の生活用具」「一定地域内の文化財の総合的な把握と保護」「文化財保護法で捉えきれない文化遺産は保護のため文化財保護法とは異なる新たな枠組みの創設」などが示された。そして「文化財を生かした地域づくり」については次のように提言がなされた¹³。

人々が地域に魅力を見出す際には、風景・景観の美しさや、歴史性など様々な側面が考えられるが、そうした中で文化財が地域づくりに果たす役割は大きい。文化財は、地域の誇りとして地域づくりの中核となるものであり、観光資源として新たな視点から見直されたり、伝統産業の復興の好機ともなる。各地域においては、魅力ある地域づくりを推進する上での文化財の果たす役割を認識するとともに、地方公共団体が主体となって文化財を活用した地域づくりを積極的に推進することが必要である。例えば、周囲の環境も含めて文化財を総合的に理解させる「生活・環境博物館」の構想などを推進することも検討する必要がある。

このように自治体が主体となって文化財を生かした地域づくりを推進するとともに、周辺環境も含めて文化財を総合的に理解させる「生活・環境博物館」（エコミュージアム）構想の推進の必要性が提言され、ここに初めて国の文化財政策の中にエコミュージアムという考え方が施策として登場

¹³ 『文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来へ生かすために－ 審議の報告』（文化審議会文化財分科会企画調査会 2001年11月16日）。

することになる¹⁴。

その後2002年4月に文化審議会から「文化を大切に作る社会の構築について—一人一人が心豊かに生きる社会を目指して—」という答申がなされ¹⁵、2005年4月には文化財保護法が改正・施行され「文化的景観」（棚田・里山・水路など）、「民俗技術」（職人技など）という概念の導入が図られ、また美術工芸品、有形文化財、記念物に対し登録制度が導入されるなど文化財保護制度の充実が図られてきている。

そのような流れを受けて2007年10月30日に文化審議会文化財分科会企画調査会から、次のような提言が行われた¹⁶。

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくためには、各地域にある様々な文化財を指定の有無や種類の違いにかかわらず適切に把握し、それらを、当該地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存・活用していくことが必要である。その際、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度などによる周辺環境の保護の施策が体系的に位置付けられ、一貫性をもって実施されていくことが重要である。

そのためには、各市町村において、住民などの参加を得て、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想（「歴史文化基本構想」）が策定されることが重要である。

これによって国は地域に存在する文化財を環境を含め総合的かつ面（空間）的に捉え保存・活用するために「歴史文化基本構想」を提案する施策に着手することになる。

また同提言の「IV. 社会全体で文化財を継承していくための方策」の「1. 文化財に対する親しみを深めるための方策」〔(1) 必要性和対応の方向性〕の「② 文化財に対する人々の理解の増進」

¹⁴ エコミュージアムを日本に紹介した新井重三氏は、その言葉を「生活・環境博物館」と意識している（『ECOMUSEUM（エコミュージアム）』丹青研, MDM, GAZETTE Vo.2, No.3. 1987年）。なお筆者は1996年6月にフランス・ベルギーのエコミュージアムを視察し、筆者が考える理想に近い形での文化遺産の保護が展開していることを紹介し（拙稿「地域社会における文化遺産の保存と活用」—プレス・ブルゴーニュ・エコミュゼの視察を通して—）（『学芸研究紀要』第13号 1997年3月 東京都教育委員会）、その後執筆した拙著『地域文化政策の新視点—文化遺産保護から伝統文化の継承へ—』（雄山閣出版 1998年9月）では、文化財保護行政と博物館活動との有機的な関わりを構築していくことを述べ、エコミュージアムの手法を取り入れ地域遺産の保存と活用を実現させていくことになることを示唆する提言を同書の中で行った。また拙稿「歴史的環境を活かしたまちづくり—文化遺産活用の動向とその課題克服に向けた提案」（『地方自治職員研修』8 2004年8月 公職研）では、歴史的環境保存のために文化財保護条例や博物館設置条例の改正によってエコミュージアムの活動の展開を可能にするとの具体的な提案も試みているので参照されたい。

¹⁵ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/0206011.pdf 2021年12月8日閲覧。

¹⁶ 『文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書』9頁 (<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h18/hokokusho/pdf/houkokusho.pdf> 参照)

の中には「博物館などの施設と地域の文化財群を連携させる先進的な取組として、地域の博物館などを核として、住民参加によって、一定の地域における多様な自然環境や有形・無形の文化財などを保存・活用し、地域全体を博物館と見なすエコミュージアムと言われる取組が幾つかの地域において展開されており、それらの取組を一層推進することが必要である」¹⁷との記載もみられている。これによって地域の博物館と多様な文化財の保存・活用に「エコミュージアム」の取り組みが認められ、文化財政策としてその有効性が認識されるような状況になってきていたことがわかる¹⁸。

その後、2017年12月8日に国は文化審議会から「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」という標題の答申を得て、文化財保護法の改定に着手し国会の審議を経て2019年4月1日から新しい文化財保護法を施行した。しかしその文化財保護法は文化財保護行政の首長部局への移管などを国民的な議論がない中で拙速に進められた問題を孕んだ法律であった¹⁹。

そのような中であって今回の研究テーマとの関連でみていくと、①市町村の教育委員会が「文化財保存活用地域計画」を作成し国に申請し認定を受けることによって自治体というエリア全体に現存する文化財の保存・活用を計画的にできるようになった（第183条の3第1項）。そして②この文化財保存活用地域計画の作成や実施に際しては住民などの意見を反映させるために、当該市町村などの行政機関のみならず所有者、学識経験者、商工・観光関係団体などから成る協議会を組織することができる規定も盛り込まれた（第183条の9第1項、第2項）。さらに③市町村教育委員会が地域で活動する民間団体を「文化財保存活用支援団体」と位置づけ指定できる制度も新設され、この民間の支援団体には前述の文化財保存活用地域計画の作成に関わり、文化財の登録を市町村に要請でき仕組みなど公に文化財の保存・活用の役割を担えるようにした（第192条の2第1項、同条の6第2項）。

このように2019年4月に改定・施行された文化財保護法によって、文化財政策は文化財を個別単体の存在として捉えるだけでなく自治体内の地域全体（面的な空間）に存在する文化財を対象とし、また行政や文化財所有者のみならず地域の商工・観光関係団体や民間団体など地域住民が文化財の保存・活用に関わる仕組みの下で展開していくことになる。

¹⁷ 前掲注16の報告書16頁。

¹⁸ なお、村上佳代、西山徳明「萩市における文化資源の発掘と都市遺産概念について 歴史文化まちづくりにおける文化資源マネジメントに関する研究（その1）」（『日本建築学会計画系論文集』第75巻第657号2010年11月）によると山口県萩市（「萩まちじゅう博物館」）の取り組みの考え方が、2007年10月30日の『文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書』の「歴史文化基本構想」の概念に大きく影響を与えたと述べている。

¹⁹ この点については前掲注1の拙稿（『文化経済学』第16巻第1号2019年3月）に既述したので参照されたい。

3. 歴史文化基本構想と文化財保存活用地域計画の内容

文化庁は前節で述べた文化審議会文化財分科会企画調査会の提言（報告書）をうけて、歴史文化基本構想を施策として検討して実行に移していくことになり、またその後文化財保護法が改定され、各自治体が文化財保存活用地域計画を作成し地域に存在する文化財の保存・活用を計画的にできるようになってきている。以下、この節では歴史文化基本構想策定の考え方と文化財保存活用地域計画の内容などについて本稿の研究テーマである「エコミュージアム」的な取り組みとの関連でみていくことにする。

（1）歴史文化基本構想策定の考え方

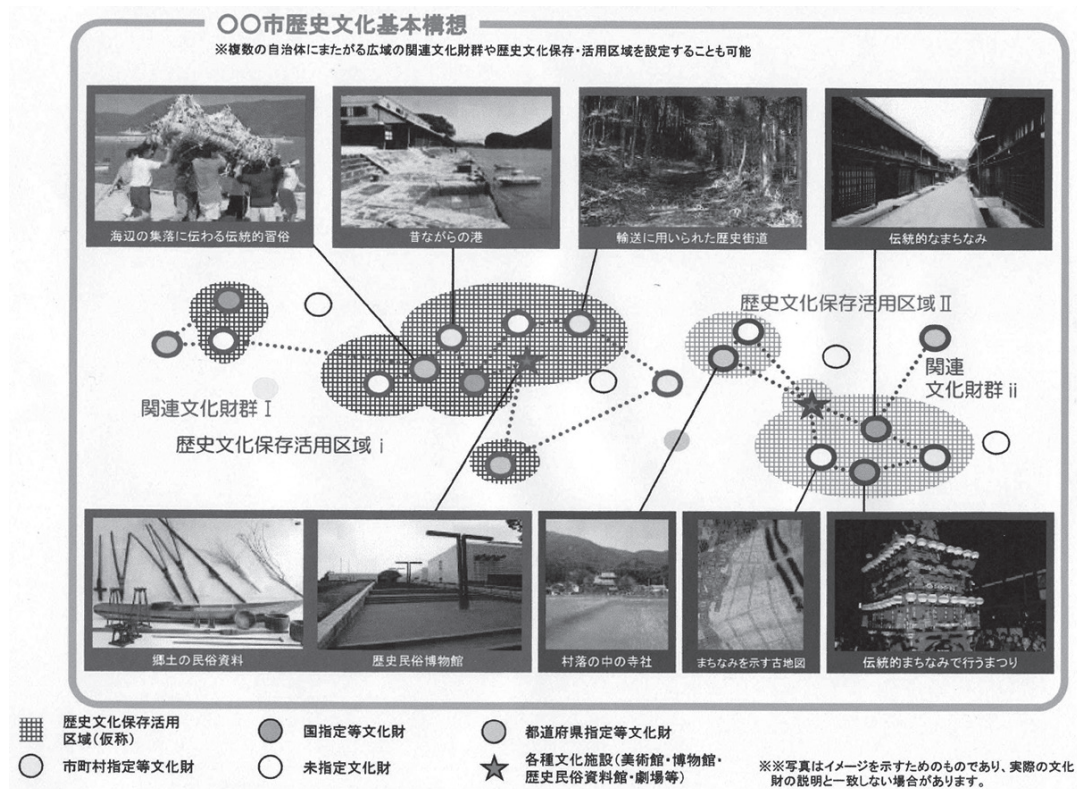
文化庁は2008年度から2010年度までの3ヶ年にわたって実際に歴史文化基本構想を策定するために全国20地域（23市町村）において「文化財総合的把握モデル事業」を実施し、その結果にもとづき2012年2月文化庁文化財部は『歴史文化基本構想』策定技術指針²⁰を作成している。

それによると歴史文化基本構想は、地方自治体の文化財保護行政を進めるための基本構想となるもので、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であるとの考えが示されている。その上で、①文化財保護の基本的方針を定め、②文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定め、③文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことと文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待されているとしている。また、行政だけでなく、地域社会に関わるあらゆる主体が参画し、地域の文化財の保護を担っていくことが必要であり、各々の主体が、地域の文化財の保護活動を通じて、地域の文化の継承に積極的に関わることで、地域振興や地域コミュニティの活性化、地域のアイデンティティ確立にもつながっていくとの考えが示されている。

これらをもう少し具体的に『歴史文化基本構想』策定技術指針に記された内容からみていくと前記②に関しては、有形・無形、指定・未指定に関わらず様々な文化財を歴史的・地域的関連にもとづいて一定のまとまりと捉えて、それらを一体的に保存・活用していくという「関連文化財群」という考え方を導入していた。さらに不動産の文化財や有形文化財だけでなく無形の文化財を含めて文化財が集中し、文化財と一体となって価値を形成するエリアについては周辺環境を含め「歴史文化保存活用区域」と捉え、そのような事例として「城郭跡を中心とした旧城下町区域、庭園と借景となる区域、歴史的な建造物とその保存のための資材を供給する区域、祭りや民俗芸能とそれら

²⁰ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/pdf/guideline.pdf> 2021年12月13日閲覧。

図2 歴史文化基本構想と関連文化財群等の関係例



【出典】文化庁 HP より転載)

が行われる集落等」を想定していた【図2参照】。

また地域の文化財を保護していくためには地域社会に関わるあらゆる主体の参画が必要としている点については、地域住民の意見聴取や意見交換によって住民などとの協働体制の強化を図っていくとの考え方が示されている。

以上の点から歴史文化基本構想策定の考え方は①エコミュージアムの面的に広がる地域空間の「資料」を対象とし、②住民参加によってエコミュージアムを構想し運営していくという考え方と極めて近似した共通点を有していたことがわかる。

(2) 文化財保存活用地域計画作成とその内容

既述したように2019年4月の文化財保護法の改定によって「文化財保存活用地域計画」の制度が導入された。この文化財保存活用地域計画を作成するための記述内容について本稿の研究テーマに関係する事項を2021年6月に文化庁が最終変更し確定している『文化財保護法に基づく文化財

保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針²¹の記述項目から抽出し整理してみると次のようになる。

- ① 文化財保存活用地域計画で対象とする文化財については「(文化財保護)法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型」で、「この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる」とし、「また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財(埋蔵文化財)や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象」と捉え、「さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である」としている。
- ② 文化財保存活用地域計画作成の基本的な考え方として、まず「文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、ここで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関連している場合があるため、文化財そのものだけでなく、それを取り巻く周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していく視点も重要である」とし、また文化財の保存・活用の推進に関しては「所有者や地域住民等の理解・協力が不可欠であるとともに、専門的な知見を有する職員や学芸員等による指導・助言など、地方公共団体の文化財担当部局や博物館等の果たす役割が極めて重要である」と記している。
- ③ 文化財保存活用地域計画の作成にあたって記載する事項は、④当該自治体で把握している域内の文化財リストを掲載し、主な文化財の概要や特徴、⑤当該自治体の文化財の概要を踏まえ、その自治体の歴史や文化に関わる地域的な特色の概要、さらに⑥文化財の保存・活用の推進体制については「地域計画を実施していくための市町村の文化財担当部局や関係部局、域内に所在する博物館等の関係機関における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、支援団体の指定状況などの現状や、今後の体制整備の方針」などについて記述することとしている。また④必要に応じて地域の多種多様な文化財の特徴にもとづくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりのある「関連文化財群」や、文化財が集中し周辺環境を含め文化的な空間を創出している「文化財保存活用区域」についても文化財のリストや地図などを付して記載することとしている。

以上の文化財保存活用地域計画作成の記述内容からこの地域計画の実行によるこれからの文化財

²¹ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/pdf/93483201_01.pdf 2021年12月15日閲覧。

政策の方向性がみえてくるように考える。

それは地域という一定のエリアの中に点在するすべての文化財を調査・把握し、それにもとづき地域の歴史・文化の特徴を捉え、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定し、文化財所有者や地域住民などの協力を得ながら文化財担当部局や博物館の職員など専門的な人材との連携・協力などを視野に入れ文化財政策を推進していくという方向性である。この方向性はエコミュージアム構想の策定やその運営に通じるものがあり、一定の地域（テリトリー）を定め、その中にある自然・歴史・文化・産業などに関わる遺産を調査し、地域住民の参加を得て専門家と連携・協力しサテライトやディスプレイトレイルなどを設定し、地域全体を博物館（ミュージアム）として構想し運営を図っていくという「エコミュージアム」の概念に極めて近い発想であり、まさに「エコミュージアム」的な取り組みの考え方が文化財政策の中に取り入れられるようになってきた状況を理解することができる。

このことは文化庁地域文化創生本部が2021年1月に作成した『地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画－歴史文化で魅力ある地域へー』というパンフレット²²の中に「05.文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組」という頁が設けられ、域内全体を対象に実施する措置として歴史博物館・文化財保護部局・住民・民間団体などが主体となって「エコミュージアム構想の検討」をすることやイラストの中で博物館施設とおぼしき建物に対し歴史博物館・文化財保護部局などが「エコミュージアム構想拠点施設としての改修」を行うとの説明があり、アクション・プランとしての文化財保存活用地域計画の中に例示としてではあるがエコミュージアムを意識した解説とイメージ図が描かれていることでも確認できる。

おわりに

以上、近年の文化財政策の課題を論ずるにあたり、本稿のテーマに沿って1960年代にフランスで誕生したエコミュージアムという新しい博物館の考え方を紹介し改めてエコミュージアムについて再定義を試みた。そして1990年代から取り上げられてきた文化を対象とする政策の動向、とりわけ文化を享受しその活動に関わることが人権の保障によってもたらされ、人びとのウェルビーイングの実現につながるという観点から2017年6月に改定された文化芸術基本法の条文を検討し近年の文化財政策も人権政策と密接な関係にあることを明らかにした。その上で1990年代以降の文化財政策の動向を述べ、特に2000年代に入ってから文化財政策への提言などの中にエコミュージアムという言葉が登場し「エコミュージアム」的な考えをベースにした歴史文化基本構想の策定が

²² https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/pdf/92911401_01.pdf 2021年12月15日閲覧。

施策として行われるようになり、2019年4月の文化財保護法改定によって文化財保存活用地域計画が導入されることによって制度として「エコミュージアム」的な取組みの考え方が文化財政策の中に取り入れられてきている現状を考察した。

ここでは、それら明らかになった諸点から、現在、制度として文化財保存活用地域計画が導入され文化財政策として取り組まれるようになってきている「エコミュージアム」的な取組みについての課題を記し本稿のまとめとする。

ところで、近年、文化政策は国の文化経済戦略に沿って取り組まれつつある現状に対し、研究者からはその意義を認める一方、問題点も指摘している²³。特に文化財保護の領域においては政治的な思惑を背景に行われた文化財保護法の改定の過程で、文化財保護の現場でその行政にあたっている専門職員や研究者などによって構成される学会から多くの反対の意見表明がなされていた。

そのような中で改定された文化財保護法の下で取り組まれる文化財政策は文化財を「文化資源」として捉えマネジメントし観光やまちづくりに活用していくことに重点がおかれ、歴史文化基本構想を経て改定文化財保護法によって制度として導入された文化財保存活用地域計画では「エコミュージアム」的な取組みも「見せる」という観光的な発想の中に止まっているように感じられる²⁴。

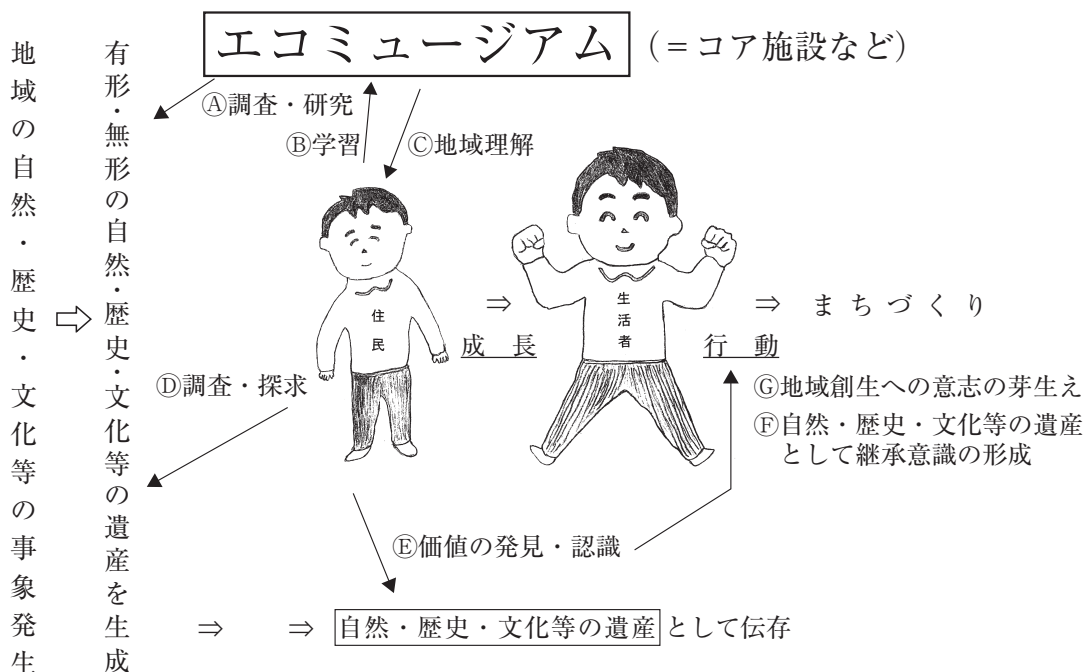
すでに述べたようにエコミュージアムは博物館であり、個々の人がそれぞれの興味関心によって知的好奇心をもって主体的に学びそれによって心の充足感（＝ウェルビーイング）を得ていく場であり仕組みと言える。仮にエコミュージアムをまちづくりという視点で捉えるならば、図3に示したように地域にほとんど関わる事のなかった「住民」をその地で生活する人（＝「生活者」）に成長させていく「ひとづくり」によって成し遂げることになるのではないかと考える。

つまり掲載した図3について、以下、若干の説明をしておく、まず地域に伝存されてきている自然・歴史・文化などの遺産を発見・認識していくためには、自然・歴史・文化などに関わる事象とそれらによって生成されてくる有形・無形の遺産について科学的な調査と研究が求められる。それを担うのがエコミュージアム（主にコア施設など）であり、そこでは地域を対象とする歴史（＝地域史）や生成された自然・歴史・文化などに関わる遺産の調査や研究が行われる【図の矢印④】。その調査・研究の成果を住民はエコミュージアムを通して主体的に学び、地域を理解し、そして自ら調べ探求し、その価値を改めて再発見・再認識していくことが学びとして展開されることが望ま

²³ 近年の国の文化政策については、『文化経済学』第16巻第1号（2019年3月）に「特集2 文化政策の行方」と題して4つの論考が掲載されている。

²⁴ 2007年10月30日に歴史文化基本構想策定などの提言（文化審議会文化財分科会企画調査会作成の報告書）を行った企画調査会の委員を務めた西山徳明氏と現・文化庁地域文化創生本部文化財調査官村上佳代氏との共著論文（前掲注18）によると『『エコミュージアム』の考え方』を「観光や景観形成などに活用する」ための「文化資源マネジメントの手法」として注目しているように見受けられたので、そのような感想を抱いている。

図3 エコミュージアムの「ひとづくり」から「まちづくり」へのフロー



れるが【図の矢印B③C④D⑤の関係】、この住民の継続的な学習活動に関わっていくことになるのがエコミュージアムである。その学習の結果をうけて、住民が自発的に自然・歴史・文化などに関わる遺産を保存し継承していく意識を育み、地域へ眼差しを向け地域創生（まちづくり）への志や関心をもった「生活者」に成長していく場合がある【図の矢印F⑥G⑦の関係】。そのため住民の「内心の自由」を保障することを考慮するならば、エコミュージアムを短絡的に「まちづくり」と表現することには問題があり、エコミュージアムはあくまでも「ひとづくり」の場と理解すべきと考える。

このようにエコミュージアムは学びを通して自己実現など人びとのウェルビーイングを実現する場であり、自然・歴史・文化などの遺産の保存・活用に関わるエコミュージアムの事業にあたって地域に暮らす人びとのウェルビーイングを実現するための基本的人権などを視野に入れた活動が求められる。

特に「文化」は世界人権宣言をはじめ国際人権規約、日本国憲法にも人権との関りでの規定がなされており、さらに近年の文化芸術基本法の制定・改定などを踏まえるならば、文化財保存活用地域計画に「エコミュージアム」的な取り組みを意識しその考え方を盛り込んだ計画にしていく場合にも人権を意識した政策が当然望まれることになる。

そのため国の文化経済戦略の下で観光やまちづくりという観点から「エコミュージアム」的な発想を取り入れ推進されている文化財政策に対しては、エコミュージアムが博物館として持つ本来的な機能と地域に暮らす人びとの人権を保障する社会教育（生涯学習）機関であることを認識しウェルビーイング社会の実現という視点からの政策転換が求められ、そのことが今後の文化財政策展開の上で大きな課題であることを指摘し本稿のまとめとする。

【付記】

本稿は日本エコミュージアム研究会の2019年度研究大会(2019年7月7日、金沢市の石川県四高記念文化交流館で開催)で発表した「文化財政策におけるエコミュージアムの指向についてーその動向と改正文化財保護法の検討を通してー」の内容をベースに、その後の文化財保護行政の動向やウェルビーイングの視点などを加味して作成したものである。前記の研究大会発表の折には文化庁地域文化創生本部の文化財調査官岡本公秀氏から歴史文化基本構想の取り組みの現状などをご教示いただき、本稿執筆に際しては同じく文化庁地域文化創生本部の文化財調査官村上佳代氏から文化財保存活用地域計画でのエコミュージアム的な取り組みなどについて種々ご教示を賜った。両氏に対し記して深く謝意を表する次第である。